平成２２年（フ）第１４３０号
名古屋市北区中味鋺３丁目216番地　ＭＳアパートメントＡ棟102号
債務者　池田　大輔
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７号
三重県熊野市有馬町265番地の９
債務者　岡内　順一
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第２４６２号
大阪市東住吉区桑津１丁目９番16号新みどり荘25号
債務者　魚谷　清信
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８７５号
大阪市東淀川区南江口１丁目２番１―308号
債務者　谷口　浩治
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９９４号
大阪府寝屋川市田井西町15番４号
債務者　大久保祥人（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０５７号
大阪市中央区島之内２丁目12番15―301号、住民票上の住所大阪市浪速区大国２丁目２番７号大渡ビル402号
債務者　岡田　智志
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０６４号
大阪府豊中市東泉丘１丁目８番26―302号
債務者　由井八須子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０８１号
大阪府守口市金田町４丁目６番16―207号
債務者　松元　正憲
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２２号
大阪府高槻市如是町28番１―416号
債務者　高橋　尚美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１８２号
大阪市生野区生野東３丁目６番11号
債務者　原田順美こと原辺順美こと　邊　順美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１８３号
大阪市住吉区苅田５丁目８番19号、事業所所在地大阪府松原市天美北２―21―８
債務者　尾崎裁断こと　尾﨑　勉
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３０７号
大阪市東淀川区南江口２丁目９番３―1110号
債務者　森　美智子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３９３号
大阪府守口市藤田町３丁目13番２―105号
債務者　植村　卓
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５３１号
大阪府東大阪市吉松１丁目11番18号マンションアライ３Ｂ号
債務者　山本　美枝
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６５１号
大阪府門真市千石西町６番16―403号
債務者　石本　敏典
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７０６号
大阪市淀川区加島４丁目19番２―514号
債務者　朝枝　清光
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７６９号
大阪府寝屋川市成美町19番13号
債務者　吉田　静乃
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８２０号
大阪市東住吉区鷹合１丁目９番21号101号
債務者　中村眞理子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部